

APEC CBPR認証のご紹介

～ Cross-Border Privacy Rules system ～

目次

1. APEC CBPRシステムとは
2. 認証取得の手続き

1. APEC CBPRシステムとは

APEC CBPRシステムとは

- 1) 企業等の越境個人データの保護に関して、APECプライバシー原則への適合性を認証するシステム
- 2) APECプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度で、事業者の個人情報保護水準を国際的に判断するための有効な仕組み

- 2008年以降、ビジネスのグローバル化に伴い、国境を越えて移転する個人情報を適切に保護する必要性が高まった
- 2011年、適切な情報プライバシー保護策の策定を奨励し、APEC地域での情報の自由な移動を保証する手段を確立
- APEC域内において国境を越えて流通する個人情報に対して、消費者や事業者等のデータトラストを促進

APEC（アジア太平洋経済協力）の取り組み

- **APECプライバシーフレームワーク**（2004年10月採択） **21エコノミー**
APEC加盟エコノミーにおける整合性のある個人情報保護への取組を促進し、情報流通に対する不要な障害を取り除くことを目的として制定。

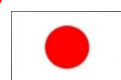
➤ 人口では世界の41.4%、GDP（国内総生産）では57.8%、貿易額では47%

- **CPEA（越境執行協力協定）** 2009年11月 **11エコノミー**

➤ エコノミー内での情報の取得と管理について、国内の法規や指針を対象に参加国で対応
➤ 米国、日本、韓国、シンガポール、カナダ、メキシコ、豪州、台湾、フィリピン、
ニュージーランド、香港

- **CBPR（越境プライバシールールシステム）** 2011年11月 **9エコノミー**

➤ 運用するための仕組みとしての CBPRシステム（APEC越境プライバシールールシステム：APEC Cross Border Privacy Rules System）
➤ 米国、日本、韓国、シンガポール、台湾、**カナダ、メキシコ、豪州、フィリピン**



プライバシー執行機関間の
有効な越境的協力

- **AA（アカウントビリティ・エージェント）**

米国、日本、韓国、シンガポール、台湾

5エコノミー
(2022年9月時点)

AA（アカウントビリティ・エージェント）

- CBPRシステムに参加する事業者の越境個人データの取り扱いについて、プライバシーポリシー等の文書整備や社内ルールの運用がCBPRシステムの要求事項に適合しているか審査し認証する機関
- 苦情等が発生した場合は、事業者や消費者等と連携して解決
- JIPDECは2016年1月に日本初、唯一のCBPRsのAA認定を受理

*経済産業省プレスリリース（公表日：平成28年1月25日）

「APEC域内の国境を越える個人情報情報の保護に認証が与えられるようになります
～我が国初のAPEC越境プライバシールールシステムの認証団体が認定されました～」

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9900733/www.meti.go.jp/press/2015/01/20160125005/20160125005.html>

AA、認証取得事業者

<http://cbprs.org/compliance-directory/cbpr-system/>

2024年1月現在

<http://cbprs.org/compliance-directory/prp/>

国名	AA名	AA認定	CBPR認証取得 事業者数	PRP認証取得 事業者数
米国	TrustArc	2013年	36	28
米国	Schellman	2019年	2	9
米国	NCC Group	2020年	5	5
米国	HiTrsut	2020年	—	—
米国	BBB National Programs	2019年	6	4
シンガ ポール	IMDA	2019年	9	5
韓国	KISA	2019年	10	—
台湾	III	2021年	—	—
日本	JIPDEC	2016年	4	—
合計			72社	51社

CBPR認証取得事業者

2023年12月現在

No	事業者名	URL	初回認証日	有効期限日
1	インタセクト・コミュニケーションズ株式会社	https://www.intasect.com/	2016年 12月20日	2024年 12月19日
2	株式会社 P a i d y	https://paidy.com/	2018年 12月12日	2024年 12月11日
3	株式会社インターネットイ ニシアティブ	https://www.ij.ad.jp/	2022年 9月15日	2024年 9月14日
4	P a y P a y 株式会社	https://about.paypay.ne.jp/	2022年 12月19日	2024年 12月18日

<https://www.jipdec.or.jp/project/cbpr/list.html>

CBPR取得のメリット

■ 認証シール

官民連携したCBPR認証を取得することにより、事業運営においてCBPRシステムに適合した越境データの取り扱いを行っていることを示すことを対外的にアピール可能

■ データトラスト訴求

CBPR認証取得企業ならば、越境データ移転において個人情報により安全に取り扱われているという認識が、ステークホルダーにて醸成されていくことが期待される。CBPR認証取得事業者が優位な立場を得られる

■ 調達要件

他国企業で調達条件に入るケースもあり、越境データ移転のトラストが重要視される傾向へシフト

■ 苦情対応

認証事業者に対して、APEC域内からの苦情・相談等について、必要に応じてアカウントエージェントが調整を行う

ご参考) CBPR取得のメリット (PPC資料) 1 / 2

APEC CBPRシステムへの参加をご検討下さい

○日本から外国にある第三者への個人データの提供

【個人情報保護法第28条の内容】

以下のいずれかによって、国内と同様に外国の第三者への個人データの提供が可能。

- ① 外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得る。
- ② 外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している。
⇒委託契約やグループ企業の内規・プライバシーポリシー、
提供元又は提供先の個人情報取扱事業者がAPECの越境プライバシールール
(CBPR) システムの認証を取得している場合等
- ③ 第三者が個人情報保護委員会が認めた外国に所在する。

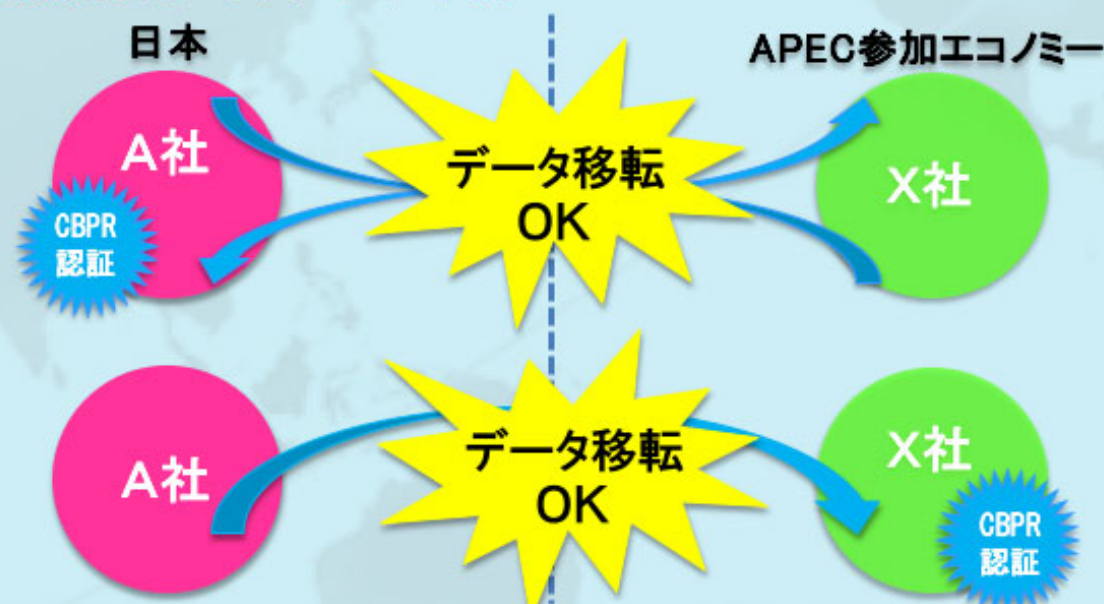
個人情報保護委員会

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/CBPR_ppc.pdf

ご参考) CBPR取得のメリット (PPC資料) 2 / 2

企業のメリットは？

- ⇒ その1 **日本から外国 (APEC域内に限らない) への個人データの移転がスムーズに!**
 - ▶ 改正個人情報保護法においては、外国への個人データの移転が認められる例として、**出し手 (注) または受け手によるCBPRシステムの認証の取得**を、ガイドラインの中で明記。
- ⇒ その2 **APEC域内から日本への個人データの移転がスムーズに!**
- ⇒ その3 **国内外の消費者へのアピールポイントに!**
取引先としてのブランドカUP!



(注) APEC CBPRシステムの認証を取得している事業者は、その取得要件として、当該事業者にとって第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、当該事業者が本人に対して負う義務が同様に履行されることを確保する措置を当該第三者との間で整備している必要があることとされている。

ご参考) 個人情報保護法 第28条

- 改正個人情報保護法第28条では以下に該当する場合、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要なし。

法第28条	具体的な内容
当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）で 定める国 （平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号に定める国）にある場合	EU及び英国 (2022.4.1時点)
当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する 体制を整備 している場合	(1)個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法律の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。 (2)個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること ⇒ APEC/CBPRシステムの認証取得
法第27条第1項各号に該当する場合	法令に基づく場合など

【出典】個人情報保護法ガイドライン（外国第三者提供編）

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_offshore/

2. 認証取得の手続き

CBPR認証申請の前提条件

- **APEC CBPR申請の前提として、当認定個人情報保護団体の「対象事業者」となることが必須（下記2つのどちらか）**
 - 1) 当協会が運営する個人情報保護にかかる認証制度において認証を受けた事業者（プライバシーマーク付与事業者）
 - 2) 電子情報保護と利活用の推進のため当協会が認める事業者
 - ⇒ 当協会認定個人情報保護団体の「個人情報保護指針」遵守することに同意

(背景)

日本におけるCBPR認証は、日本国「個人情報の保護に関する法律」に規定されている「認定個人情報保護団体」の業務の位置づけ。同法の政府から認定された認定個人情報保護団体が実施。

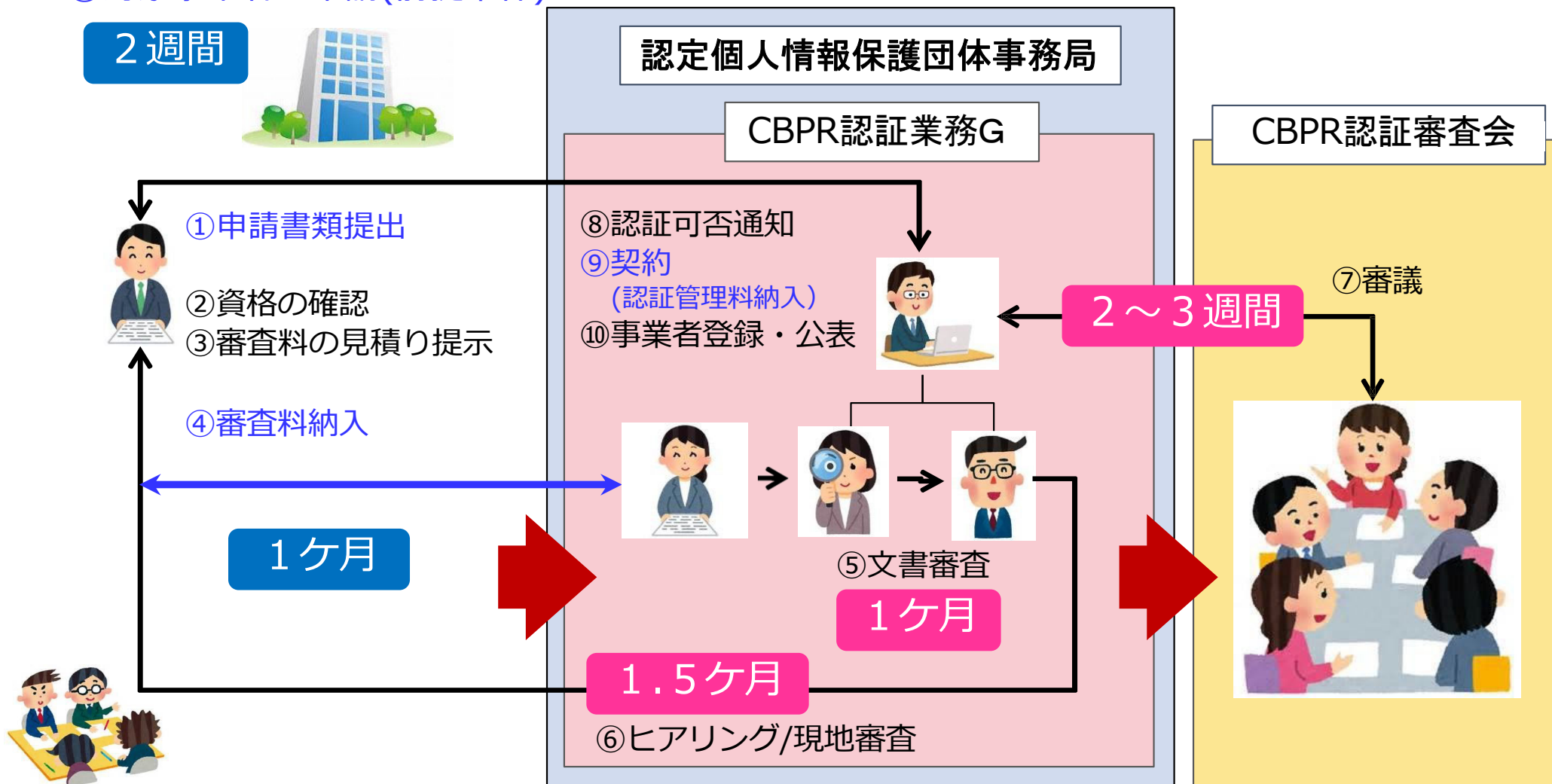
- JIPDECは、個人情報保護委員会から認定された「認定個人情報保護団体」
- 既に、他の認定個人情報保護団体の対象事業者となっている場合でも、CBPR認証申請のために、追加でJIPDECの対象事業者になる必要があります。

【審査】文書審査、ヒアリング、現地審査を実施

【認証】審査結果、外部の認証審査会の評価により決定

(マルチステークホルダープロセス)

①対象事業者の申請(前提条件)



CBPR認証 申請手続き

■ 申請書類を電子ファイルにて提出

- 1) 認証申請書 (様式 1 - 1)
- 2) 事前質問書 (様式 1 - 2)
- 3) 追加質問書 (様式 1 - 3)
- 4) 過去6ヶ月の事故等一覧 (様式1-4)
- 5) 根拠文書 … 質問書の回答内容の根拠となる確証等

◆ APEC CBPR認証申請ガイドブック

https://www.jipdec.or.jp/project/cbpr/JIPDEC_AOP_CBPR_008.pdf

◆ 申請手続き、審査方法等

<https://www.jipdec.or.jp/project/cbpr/application.html>

CBPR認証取得後の対応事項

- CBPR認証は、1年毎の再認証申請
注) APECは更新審査を認めていないため
- CBPR認証取得事業者にかかる
契約書をJIPDECと締結
- CBPR認証ロゴの活用
- モニタリングにより、取り扱う個人情報や管理体制の
変更有無を確認（含、事業者からの変更届等の提出）
- モニタリングや苦情処理で問題などが発覚した場合
には、追加ヒアリングや特別審査への対応



ご参考) 問題などの発覚時

公表	認証の取消し	<ul style="list-style-type: none"> • JIPDEC認証基準に違反する重大な事実が発見された場合 • CBPR認証の申請事項に虚偽の記載があった場合 • 一時停止が発生した原因が改善されない場合又は改善される見込みがない場合 • 故意または重大な過失による個人情報の取扱い事件や事故があった場合 等
	認証の一時停止	<ul style="list-style-type: none"> • JIPDEC認証基準に違反する重大な事実が発生した場合、又はそのおそれがある場合 • 越境する個人情報の取扱いについて重大な事故等が発生した場合、又はそのおそれがある場合 • 指導が行われた場合に定められた期限を過ぎても改善されない場合又は改善される見込みがない場合 等
非公表	指導	<ul style="list-style-type: none"> • JIPDEC認証基準に違反し、個人情報の取扱いに関して事故等が発生した場合
	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> • JIPDEC認証基準の遵守状況その他個人情報の取扱いの確認

- 認証の一時停止を行った場合、一時停止や取消しを行おうとする場合、JIPDEC認証基準に違反する疑いがある場合には、特別審査を行うことができる。
- 指導の措置を受けた場合には、違反や事故等の発生した原因を調査し、改善措置を講じなければならない。

CBPRの認証に係る費用

■ 審査料（審査申請時の実費）

事業規模や越境データ移転量等をもとに事業者毎に個別見積り

ご参考) モデル審査料 ※ () 審査対象となる個人情報

- ・ 資本金3億円以上で、かつ従業員301人以上のサービス業（海外支店の従業員情報）
- ・ APEC域内に向けてネット通販を行い、顧客データを日本に移転（顧客データ）

（単位：円、消費税別）

モデル審査料	モデル審査期間
664,657円	3ヶ月

■ 認証管理料

➤ CBPR認証事業者の認証期間における年間の管理費用

（単位：円、消費税別）

CBPR認証事業者の総売上高（決算ベース）	1年間の認証管理料
100億円以上	1,000,000円
50億円以上～100億円未満	500,000円
10億円以上～50億円未満	300,000円
1億円以上～10億円未満	150,000円
1億円未満	75,000円

CBPRのお問合せ・相談窓口

■ CBPR関連の窓口

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

認定個人情報保護団体事務局

CBPR認証業務グループ

- E-mail cbpr-office@tower.jipdec.or.jp
- Web <https://www.jipdec.or.jp/project/cbpr.html>
- 郵送先 〒106-0032
東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内

関連Webサイト

■ APEC CBPRs Webサイト(英文)

<http://cbprs.org/>

■ 個人情報保護委員会 Webサイト

「委員会の活動-国際協力-国際会議-APEC」

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/international_conference/#apec

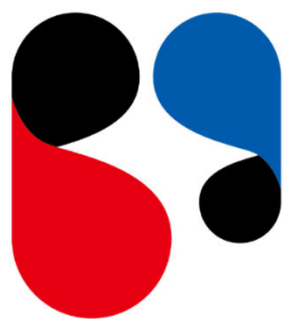
■ 経済産業省 Webサイト

「APECによる越境個人情報保護に係る取組」

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9900733/www.meti.go.jp/press/2015/01/20160125005/20160125005-1.pdf>

■ JIPDEC Webサイト

<https://www.jipdec.or.jp/project/cbpr/application.html>



APECCBPRs
JIPDEC, Japan